

大学評価基準（案）に対する意見対応表（案）

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学評価基準（案）の変更箇所
基準5	○大学評価基準案「基準5．教育内容及び方法」（11頁）中，基本的な観点（大学院課程）大学院課程においても産学連携が求められているように思われる。その中でも，大学院課程教育の中で院生の出口確保にもつながる，インターンシップあるいは大学院指導教員と企業研究所・研究室との人的交流等，産学連携の内容を問う項目を設置した方が良いと思われる。 （国立大学協会）	対応案：原案どおりとする。 理 由：機構の認証評価では，各基準に関し，基本的な観点に加えて，大学の目的に照らして，独自の観点を設定できるものとなっている。 各大学の目的に照らして，大学院課程教育において，産学連携が重要と示されている場合には，基本的な観点に関連付けて自己評価を行うことや，独自の観点を設定することで対応できるものとする。 以上のことから，原案どおりとする。	

【選択的評価基準】

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学評価基準（案）の変更箇所
選択的評価基準について	○大学評価基準案「選択的評価基準について」（26頁下から6行目）中、「この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について、大学の目的に照らして大学自らが重要と判断する場合、大学の希望に基づいて評価を実施するもの。」と記述されており、どちらを選択するかによっては、社会から教育系の大学あるいは研究系の大学との選別を受けることが考えられる。地域に根ざした大学を目指す場合には、その性格上、地域の全方位的な知的戦力拠点としての機能が求められるので、この点の評価項目が必要である。その中に小項目として、「教育」、「研究」、「社会貢献」が評価されねばならないと考える。（国立大学協会）	対応案：原案どおりとする。 理 由：選択的評価基準の位置付けに関しては、実施大綱への回答で記したとおりである。 なお、選択的評価基準は、A、Bのそれぞれについて、評価を受けるか否かを選択することができ、両方を選択することや、両方を選択しないこともあり得る。 また、大学が地域に根ざすことを目指す場合には、そのことを目的に記載することによって、大学の特色に応じた評価が可能になるものと考えている。 以上のことから、原案どおりとする。	

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学評価基準（案）の変更箇所
選 択 的 評 価 基 準 A 研 究 活 動 の 状 況	選択的評価基準A「研究活動の状況」全般に対する意見 ○選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価することとされている。 一方、選択的評価基準A「研究活動の状況」の2は「大学の目的に照らして、研究活動が適切に行われており、研究の成果があがっていること」であり、その基本的な観点は、 ①研究が活発におこなわれているか ②研究の質が確保されているか、 ③社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか となっている。 各大学で行われている多岐にわたる研究活動に対して、この基準で具体的にどのような評価がなされるか、また、研究水準評価を研究活動における達成度評価の一部と捉えていると考えられるが、「研究水準の向上」を目的としている大学にあっては、試行の評価で行われた分野別研究評価の「研究水準評価」と同様の評価が行われるのか不明確である。さらに、このような研究活動・基盤を評価する機構側の体制が不明であるが、多数の専門委員の委嘱等大学に過度の負担がかからないよう配慮願いたい。（国立大学協会）	対応案：原案どおりとする。 理 由：選択的評価基準A「研究活動の状況」の評価については、大学全体の教育研究活動の総合的な状況の評価することを目的とする機関別認証評価の性格から、試行的評価の際に行ったような、個々の分野の個別の研究業績の水準判定の積み上げによる評価は行わない。 この選択的評価基準A「研究活動の状況」に係る具体的評価においては、対象大学から研究活動実績票として、研究活動の実施状況、研究活動成果一覧、研究成果の質や社会・経済・文化的な貢献についての外部者からの評価を記載した資料・データ等を求め、それらの分析によって研究水準の判定を行う。 なお、選択的評価基準として位置付けている「研究活動の状況」に対応する水準判定のための相当な規模の組織を設けることは、評価の効率性から实际的ではないために、評価の体制としては対象大学の学部等の構成に応じて編成する評価部会において評価を実施することとしている。そのため、専門委員の委嘱等については、大学等に過度の負担はかからないものと考えている。 以上のことから、原案どおりとする。	

	○「選択的評価基準A」についてであるが、「大学の目的」に照らして評価することになっているのが疑問である。現実的に、「大学の目的」に照らすことで、評価の尺度や方法等に差異が生じ、判断材料に欠けるのではないか。 特に、A－2については、「研究の成果」の評価が「大学の目的」に照らして可能であるかどうかが明確に判断できないのではないか。科研費のようなプロジェクト財源で行う評価は、研究の目的からの評価が可能であるが、大学のように多様な分野を持ち、基礎・応用・開発研究を行う組織において、「大学の目的」によって評価にバイアスをかけることが可能であるのかが不明である。(国立大学協会)	対応案：原案どおりとする。 理 由：大学の目的に照らして評価を実施することは、各大学の個性の伸長に資する評価との基本的な方針を踏まえてのものである。選択的評価基準A「研究活動の状況」では、観点ごとの分析を総合し、目的の達成状況进行评估するものであることから、大学の目的により評価の尺度や方法及び判断材料に差異が生じることは有り得るものと考えている。 また、大学で実際に行われている研究活動は、大学の目的に基づいて行われているものと考えており、その研究活動によって得られた成果は、目的に照らして評価できるものであると考える。 以上のことから、原案どおりとする。	
	○今般の改訂案には、大学評価・学位授与機構の「試行的評価」における「分野別研究評価」の貴重な経験が十分に活かされておらず、研究活動の独創性、基礎研究への貢献、先駆性、有用性など、研究内容や水準を評価する方法が見えていない。この点の再考を求めたい。(公立大学協会)	対応案：原案どおりとする。 理 由：選択的評価基準A「研究活動の状況」では、対象大学から研究活動実績票として、研究活動の実施状況、研究活動成果一覧、研究成果の質や社会・経済・文化的な貢献についての外部者からの評価等を記載した様式を提出いただき、それらの分析によって研究水準の判定を行うこととしている。また研究活動の独創性など各大学の研究内容の個性や特色については、各大学が自己評価書に掲げた研究活動の目的に照らして評価できると考えている。 以上のことから、原案どおりとする。	
基準	○基本的な観点A－1－①は、選択的評価基準A－1と同じ内容であるため、基本的観点A－1－②及びA－1－③の位置付けが曖昧になっている。(国立大学協会)	対応案：基準と基本的な観点の位置付けを明確にするため、修正を施した。	A-1 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な<u>実施体制及び支援・推進体制</u>が適切に整備され、機能していること。
	○A－2においては「～研究活動が適切に行われており、～」となっているが、基本的な観点A－2－①においては「～研究が活発に行われているか。」となっているが、この表現の不一致は何か理由があるのか。 (短期大学機関別認証評価委員会委員)	対応案：意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。	A-2 大学の目的に照らして、研究活動が<u>活発適切</u>に行われており、研究の成果が上がっていること。

○選択的評価基準A－1，A－2の両項目について，何を基準として「適切」かどうかの判断を行えばよいのかがわかりにくい。例えば，基準2－1に倣い「研究の実施体制及び支援・推進体制が，大学の目的に照らして適切に整備され，機能していること。」のように文章を整理するとより理解しやすい。 (国立大学協会)	対応案：原案どおりとする。 理 由：大学の目的に照らした評価を行うことを明示するため，「大学の目的に照らして」の記述をA－1，A－2の各文頭へ記述したものである。 以上のことから，原案どおりとする。	
○提案された評価基準A－1，A－2は，いずれも「研究体制及び研究支援・推進体制」といった制度的・財政的制約を伴う指標や，「競争的研究資金の応募・獲得状況，外部評価や研究プロジェクト等の評価，受賞状況」など外的指標のみに重きが置かれている。したがって，適用可能な大学は概ね大規模総合大学に限られる。これは，公立大学の多様性を考えると適切な評価基準とは言えない。(公立大学協会) ○「研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され，機能していること」が，基準となっているが，小規模大学では人数の制約上，十分な支援・推進体制を構築することは困難であり，一律に支援・推進体制を評価基準とすることは評価基準として適切でないと考える。(国立大学協会)	対応案：原案どおりとする。 理 由：選択的評価基準A「研究活動の状況」では，大学の目的に照らして評価を実施することから，大学の個性や特色が十分に発揮できるものと考えている。 また，研究活動を実施するための体制についても，大学の目的に照らして評価を実施することから，全ての大学を一律に評価するものではない。 以上のことから，原案どおりとする。	
○『研究成果の発信及び社会還元』に関する項目として，次のように別項目を立てた方が良いのではないか。 A－3 大学の目的に照らして，研究成果の発信が適切に行われ，社会に還元されていること。 理由：国立大学法人評価委員会による中期目標の法人評価や他の認証評価機関の評価基準等において，『研究成果の社会への還元』が評価の対象とされており，評価のうえで重要な観点と考えられるため。(国立大学協会)	対応案：原案どおりとする。 理 由：研究成果の発信及び研究成果の社会への還元については，それぞれ基本的な観点A－1－②及びA－2－③で評価できると考えている。 以上のことから，原案どおりとする。	

趣旨 ○大学の特色や個性を評価するために選択的評価基準を加えることはよいことであると考えるが、選択的評価基準A「研究活動の状況」における「研究活動」を「教育活動と関連する研究活動」と「教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動」とするのであれば、B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と同列に併記されていることには疑問を感じる。(国立大学協会)

対応案：原案どおりとする。

理由：二つの選択的評価基準は、各大学の個性の伸長に資するよう、11の基準とは異なる側面から大学の活動の評価するために設定したものであり、それぞれ異なった趣旨、基準等により、評価を実施するものである。
以上のことから、原案どおりとする。

○選択的評価基準A「研究活動の状況」の趣旨の文章中の4段落目は「この選択的評価基準は、このような大学の研究活動に関する全般的状況…」というように記載されているが、「このような大学の研究活動」には、「教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動」のみが含まれ、「教育活動と関連する側面」は省かれているような印象があるので、文言について再検討してはどうか。(国立大学協会)

対応案：原案どおりとする。

理由：機構の実施する機関別認証評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施するものである。
機構の大学評価基準では、教育活動を中心として総合的な状況の評価を実施するとの基本の方針から、研究活動に関しては、教育活動と関連する側面から基準3及び基準5において評価を実施する。
また、大学にとって研究活動は、教育活動とともに重要な活動の一つであり、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動も広く行われていることから、研究活動に関する全般的状況について、選択的評価基準として、評価するものである。
以上のことから、原案どおりとする。

	○競争的研究資金への応募状況についても、評価の際に勘案すべきではないか。（短期大学機関別認証評価委員会委員） ○「活発の度合」といった場合、絶対的基準の適用が想起されるが、いかがか。（短期大学機関別認証評価委員会委員） ○当該基準における「研究活動」が何を示すのかを明記すべきである。（短期大学機関別認証評価委員会委員）	対応案：意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。 対応案：趣旨が明確になるよう、修正を施した。 対応案：意見の趣旨を踏まえ、文章を追加した。	（趣旨 6段落目） さらに、成果物の刊行、共同研究の状況、競争的研究資金への応募状況等を踏まえた研究活動の活発さの度合、競争的研究資金の獲得状況、外部評価や受賞状況等から判断した研究の質の状況、研究成果の活用状況等の分析から明らかにされた社会・経済・文化的な貢献について、それぞれ大学の目的に照らして評価します。 （趣旨 7段落目） なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。
基本的な観点	○基本的な観点A－1－①は、選択的評価基準A－1の文言から「大学の目的に照らして」を抜いたものになっているため、より広い意味に受け取られ、基準－観点の関係に矛盾している。（国立大学協会） ○A－1－① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。 A－1－② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。 とあるが、「実施体制」と「研究活動に関する施策」の区別がつきにくく、A－1－①とA－1－②の区別が曖昧である。 例えば、 A－1－① 研究の実施組織が適切に整備され、研究の支援・推進体制が機能しているか。 A－1－② 研究環境、研究条件、研究方針などに関する施策が適切に定められ、実施されているか。 などとしてはどうか。（国立大学協会） ○基本的な観点A－1－②の「研究活動に対する施策」が研究推進のための施策を意味するのであれば、その施策によって「研究の実施体制及び支援・推進体制」をどのように整備するかが決まるのではないかとと思われる。もしそうだとするならば、A－1－①の内容はA－1－②に含まれていると考えられるが、	対応案：原案どおりとする。 理由：基本的な観点A－1－①～③について、大学の目的に照らして評価を行うことは、趣旨に明記されているところであり、基準と基本的な観点の关系到何ら矛盾するものではなく、文言の省略を行っているものである。 以上のことから、原案どおりとする。 対応案：原案どおりとする。 理由：「研究の実施体制及び支援・推進体制」とは、教員や研究員の配置状況、事務組織や技術職員組織等の研究支援組織、研究推進のための施策の企画・立案にあたる委員会等、研究設備の整備・機能状況や、研究成果を発信するための組織体制等を示し、A－1－①ではそれらの組織・体制の整備・機能状況の分析を行う。また、「研究活動に関する施策」とは、研究組織内の資源配分に関する措置や研究に関わる規程の策定、研究者の育成や研究時間確保のための取組、重点研究分野の設定、共同研究推進支援のための施策、研究成果の公表・発信等のための施策を示し、A－1－②では、それらの実施状況の分析を行う。 「研究の実施体制及び支援・推進体制」と	

どのように整理されるのか。(国立大学協会)

○基本的な観点A－1－②「研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。」について、「研究活動に関する施策」が大学全体あるいは部局にあるとは限らないので、このようなプロジェクト指向の発想は、研究の多様性を阻害する可能性がある。プロジェクト指向の大学もちろんあるだろうが、学問のための学問を追究する大学など多様な大学があり、大学の多様性を踏まえた柔軟な観点としていただきたい。
(国立大学協会)

○研究成果を測る「基本的な観点」として、「研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況」が挙げられているが、小規模大学においてこうした資料をすべて挙げることは作業量の面から対応が困難であるため、一律に求めるべき資料としては「研究出版物」のみで十分であると考ええる。(国立大学協会)
○選択的評価基準A－2「大学の目的に照らして、研究活動が適切に行われており、研究の成果があがっていること。」の基本的な観点には研究成果を示す外形的な指標が列記されているが、例えばA－2－②の「競争的研究資金の応募・獲得状況」は基礎的な研究をネガティブに評価する危険性があるなど、不適当な場合がある。もしこれらの指標が例示的なものであるなら、誤解の生じないように、その旨明確に記載すべきである。
(国立大学協会)

「研究活動に関する施策」とは密接な関係にあるが、上記のように整理し、自己評価実施要項に明記するところである。
以上のことから、原案どおりとする。

対応案：原案どおりとする。

理由：本観点は大学の研究目的に照らして、研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているかを評価するものであり、その目的に照らしてあらゆる施策を内包することが可能である。そのため、本観点の設定が研究活動の多様性を阻害するものであるとは考えていない。
以上のことから、原案どおりとする。

対応案：観点の中で挙げられている事項の全てを一律に求めているわけではないことが明確になるよう、「例えば」という文言を入れて、修正を施した。

「競争的研究資金への応募状況」については、研究活動の活発さを評価する際の指標とすることが適切と考えられるため、A－2－②からA－2－①に移動した。
その他、字句の修正を行った。

A-2-① 研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、~~等及び~~国内外の大学・研究機関との共同研究、~~や~~地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。）から見て、研究活動が活発に行われているか。

A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績（~~競争的研究資金の応募・獲得状況、例えば、外部評価、~~~~や~~研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。）から見て、研究の質が確保されているか。

A-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

○選択的評価基準A「研究活動の状況」(P. 27～P. 28) に関して、辞書編纂、フィールドワーク等、人文学的な長期的研究に配慮した評価の視点を盛り込んでいただきたい。(国立大学協会)

○A－2について、3つの観点は、比較的短期間で成果が現れる研究が評価の対象であるように見えるが、大学にとっては、短期間では成果が現れにくい基礎研究が重要であると考えられるが、基礎研究についてはどのような評価がされることになるのか。(国立大学協会)

○基本的観点としてあげられている事項は、いずれも部分的な指標に過ぎず、大学としてもこうしたデータを収集しているが、具体的な評価の方法が示されない限り、こうした観点で議論することは困難である。たとえば、A－2－②で競争的資金の応募・獲得状況等から「研究の質」を評価するとしているが、一面的であるため、このような要素だけでは不十分ではないか。こうした一般的な観点・基準ではなく、具体的にどのような方法と視点、指標で可能であるのか、ケーススタディを含めた詳細な説明を提示して欲しい。(国立大学協会)

○研究の「多様性」(基礎・応用、文科系・理科系など)を考えた場合、それぞれの研究の特性に応じた多様な観点によって評価が行われる必要がある。このような研究を評価する場合、「基本的な観点」では目的の達成状況等の分析に限界があること、研究によって有意性の乏しい指標もあるということを配慮の上、ご検討いただきたい。(国立大学協会)

○「基本的な観点」A－2－②の評価指標として「競争的研究資金の応募・獲得状況」が挙げられているが、最も一般的な競争的資金である科学研究費補助金を重視する意味で、「科学研究費補助金をはじめ競争的研究資金の応募・獲得状況」と記載を改めるのが望ましい。(公立大学協会)

○A－2－①、A－2－③における、「地域との連携」や「関連組織・団体からの評価等」については、大学の総合的な評価方法の中で、大学の社会（産業、文化、経済など）への貢献度も重要な要素と考えます。社会からの評価方法については、客観的評価手法も必要かと考えます。

(国立大学教育研究評価委員会委員)

対応案：原案どおりとする。

理 由：機構で実施する認証評価において、短期間では成果が現れにくい研究活動の評価が重要であることは認識しており、そういった研究活動が当該基準における評価の対象となることは、自己評価実施要項に明記している。

また、基本的な観点A－2－①～③に挙げられている事項は、あくまで例示であり、どのような指標を用いるべきかについては、各学部・研究科等の特性に配慮した上で評価を行うことが可能となる方法を自己評価実施要項に明記している。

以上のことから、原案どおりとする。

対応案：原案どおりとする。

理 由：社会からの評価方法の客観的手法に関しては、外部者からの評価等を記載した様式を、対象大学から提出いただき、それに基づいて基本的な観点ごとの分析を行うことにしている。

以上のことから、原案どおりとする。

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	大学評価基準（案）の変更箇所
選択的評価基準B	○趣旨の3行目「…体系的かつ継続的な学習の場として、…」について、正規課程以外の教育サービスにまで「体系性」を求めることには無理があるのではないか。全国の大学の中には、例えば地域に根付いたコミュニティー・カレッジとしての機能を追求する大学も出てくると考えられ、このような大学では、体系的かつ継続的な学習の場の構築が図られることは十分にあり得るが、すべての大学に適切な観点とは言えない。（国立大学協会）	対応案： 原案どおりとする。 理 由： 本趣旨における「体系的かつ継続的な学習の場として」との表現は、一般的に大学に求められてきているという意味であり、本表現を基本的な観点として設定しているものではない。 以上のことから、原案どおりとする。	
趣旨	○「選択的評価基準B 正規課程の学生以外に対する教育サービス」の「趣旨」に係る解説の中で、教育サービスに関連する「重要なサービス」として、「講演会、シンポジウム、委員会等への参画」等を位置づけていれば、明示された目的に即した評価を行う旨記述されている。 ここで述べられている意図は、そうした目的が明示されていれば、「講演会、シンポジウム、委員会等への参画」の種類・内容についてそれほど立ち入った評価は行わないということなのか、それとも「基本的な観点 B－1－② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか」に従い、種類・内容の適切性にまで踏み込んだ厳格な評価を行うことまで想定されているのか、いずれなのかがわかりづらいと思われる。（国立大学協会）	対応案： 原案どおりとする。 理 由： 本趣旨では、各大学において「講演会、シンポジウム、委員会等への参画」を重要なサービスとして位置付け、目的に明示されている場合には、本基準の評価対象とすることができるということを意図しているものである。当該基準の選択を希望する大学が、当該基準に係る目的として「講演会、シンポジウム、委員会等への参画」を明示している場合には、目的の達成状況を評価するために、基本的な観点B－1－②において、計画に基づいた活動が適切に実施されているかを評価することとなる。従って、大学の目的に照らして、教育サービスの種類・内容の適切性についての評価を行うことになる。 以上のことから、原案どおりとする。	
基本的な観点	○「活動」という言葉は、「正規課程の学生以外に対する教育サービス」を指すと理解してよいのか。 上記と理解するのであれば、「活動」という言葉が多いので、「教育サービス」など具体的に記載していただきたい。 （国立大学協会）	対応案： 原案どおりとする。 理 由： 「教育サービス」とすると、観点の表現が煩雑となるため、「活動」と表現しているものである。 以上のことから、原案どおりとする。	

○基本的な観点B－1－③の冒頭「活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。」については、参加者数を指標としているが、例えば資格関係では少人数に対するケアが生じること、少人数参加者のための講演などが重要な社会貢献であることも考えられ、この指標が不適当な場合があるのではないか。（国立大学協会）	対応案：原案どおりとする。 理 由：「活動への参加者の十分な確保」について、少人数参加者のための講演などが重要な場合等については、自己評価でその説明を行った上、確保の状況を示していただくことで対応が可能であり、それに基づいて各大学の環境や状況等を充分考慮し評価することとしている。 以上のことから、原案どおりとする。	
--	---	--